

## 議案件名（令和 3 年第 2 回定例会）

専決処分	2 件（補正予算 2 件）
予算案	2 件（補正予算 2 件）
条例案	10 件（一部改正 9 件、廃止 1 件）
一般議案	1 件（工事請負契約 1 件）

---

計 15 件

**（ 専 決 処 分 ）**

- 1 専決処分について（令和 3 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 1 号））（令和 3 年 5 月 11 日）
- 2 専決処分について（令和 3 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号））（令和 3 年 5 月 20 日）

**（ 予 算 案 ）**

- 1 令和 3 年度千葉市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 3 年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）

## ( 条 例 案 )

- 1 千葉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(保健福祉局 保護課)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や災害発生時における対策の強化を図るほか、所要の改正を行う。

- (1) 主な改正内容(省令で定める国基準の改正と同様の改正)
- ア 感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等  
利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける。
  - イ 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止  
感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を義務付ける。
  - ウ 災害対応時における地域住民との連携  
災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
  - エ 適切なハラスメント対策  
職場において行われるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を義務付ける。
- (2) 施行期日 R3. 8. 1  
(3) 省令改正 R3. 8. 1施行

- 2 千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例等の一部改正について  
(保健福祉局 医療衛生部 医療政策課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、条例の条項の引用元となる規定が削られたことから、新型コロナウイルス感染症の定義を改める。
- (2) 改正する条例
- ア 千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例
  - イ 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例
  - ウ 千葉県国民健康保険条例
- (3) 施行期日 公布の日  
(4) 法改正等 R3. 2. 13施行

3 千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について  
(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

墳墓1区画当たりの最低面積基準が適用されている墓地について、当該基準を廃止する。

- (1) 小規模区画の墳墓の需要の高まりにより、墳墓1区画当たりの最低面積基準が適用されている墓地について、当該基準を廃止する。
- (2) 施行期日 公布の日

4 千葉市旅館業法施行条例及び千葉市公衆浴場法施行条例の一部改正について  
(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

レジオネラ症発生防止対策を強化するため、循環式浴槽における浴槽水の消毒に関する規定等を設ける。

- (1) レジオネラ症発生防止対策を強化するため、次の事項を規定する。
  - ア 循環式浴槽における浴槽水の消毒に関する事項
  - イ 浴槽からあふれ出た湯水(オーバーフロー水)の浴用への再利用の原則禁止(これにより難しい場合は、清掃しやすい構造とし、頻繁に清掃及び消毒を行うこととする。)
  - ウ 打たせ湯・シャワーにおける循環水の再利用の禁止
- (2) 施行期日 R3.9.1

5 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

地方税法の一部改正を踏まえ、一部負担金に係る市民税所得割の算出方法を改める。

- (1) 地方税法の一部改正により未婚のひとり親に対する控除等の措置が講じられたこと等を踏まえ、独自に条例で規定していた一部負担金に係る市民税所得割の未婚のひとり親に対する控除に関する規定を削る。
- (2) 施行期日 R3.10.1
- (3) 法改正 R3.1.1施行

6 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者における諸記録の作成等及び利用者等への説明等のうち書面で行うものについて、電磁的記録等による対応を認めることとする。

- (1) 事業者における諸記録の作成、保存等について、省令で定める国基準の改正と同様に、電磁的記録による対応を認めることとする。
- (2) 利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、省令で定める国基準の改正と同様に、電磁的方法による対応を認めることとする。
- (3) 改正する条例  
千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか9条例
- (4) 施行期日 R3.7.1
- (5) 省令改正 R3.7.1施行

7 千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者における諸記録の作成等について、電磁的記録による対応を認めることとする。

- (1) 事業者における諸記録の作成、保存等について、省令で定める国基準の改正と同様に、電磁的記録による対応を認めることとする。
- (2) 施行期日 R3.7.1
- (3) 省令改正 R3.7.1施行

8 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者における諸記録の作成等について、電磁的記録による対応を認めることとする。

- (1) 事業者における諸記録の作成、保存等について、省令で定める国基準の改正と同様に、電磁的記録による対応を認めることとする。
- (2) 施行期日 R3.7.1
- (3) 省令改正 R3.7.1施行

9 千葉市液状化対策推進委員会設置条例の廃止について

(都市局 都市部 市街地整備課)

液状化対策推進委員会を廃止する。

- (1) 液状化対策事業が完了したことにより所掌事務を終えたことから、委員会を廃止する。  
 (2) 施行期日 公布の日

10 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

蘇我スポーツ公園にスケートパーク及び第4駐車場を設置するとともに、泉自然公園の講堂を廃止する。

- (1) 蘇我スポーツ公園にスケートパーク及び第4駐車場を設置する。

ア スケートパーク

(ア) 施設の概要

- ・面積 約2,500㎡
- ・実施種目 スケートボード、BMX、インラインスケート
- ・供用時間 午前9時から午後7時まで

(イ) 管理

指定管理者による管理(R7.3.31までに限り非公募)

(ウ) 利用料金の上限額

a 専用使用

区 分	1時間につき	1日につき
アマチュア	2,000円	15,000円
アマチュア以外が使用するとき	4,000円	30,000円

b 個人使用

区 分	4時間以内	1日につき
一般	200円	400円
小・中学生	100円	200円

イ 第4駐車場

(ア) 施設の概要

- ・駐車台数 303台
- ・供用時間 午前8時30分から午後9時30分まで

(イ) 管理

指定管理者による管理(R7.3.31までに限り非公募)

(ウ) 利用料金の上限額

区 分	通常時	大規模イベント時
普通自動車	1時間につき 100円 (1日最大700円)	通常時の利用料金の上限額の5倍(日額)
大型自動車	1日につき 2,800円	

- (2) 施設の老朽化に伴い、泉自然公園の講堂を廃止する。  
 (3) 施行期日 R4.4.1((2)については、公布の日)

( 一 般 議 案 )

- 1 工事請負契約について(幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事(3-1))  
(建設局 道路部 街路建設課)

施工場所	美浜区浜田2丁目地内外
工事概要	(1)車道舗装工一式 (2)歩道舗装工一式 (3)排水構造物工一式 (4)道路付属物工一式
契約方法	制限付一般競争入札
工 期	契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで
契約金額	404,813,200円
請 負 者	丸善・泰明建設共同企業体

- (1) 幕張新都心拡大地区新駅が令和5年春に開業するのに合わせ、駅前広場及び周辺道路を整備する。
- (2) 年度計画
- R3.9 工事着手
- R5.2 工事完了
- R5.春 駅前広場全体の供用開始、新駅開業
- ※駅前広場の一部及び周辺道路については、新駅開業前に工事の進捗に合わせて順次供用を開始する。